

第 2 0 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 8 年 1 月 2 8 日（木）午後 4 時 0 0 分より

於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 20 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 28 年 1 月 28 日（木） 16 時 00 分
2. 閉会時間 平成 28 年 1 月 28 日（木） 17 時 40 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 29 名
5. 欠席委員者の数 2 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第 6 号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
 - 第 7 号議案 下限面積（別段の面積）の設定について
 - 第 8 号議案 農地面積変更について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第 2 号 新規就農者について

午後 4 時 00 分開始

議長

只今より、第20回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、は所要の為、欠席との連絡が
っております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立
しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、
議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名し
ます。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番について、説明し
ます。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん外2名、譲受人は、・・・の・・・さんです。
田1筆245平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は9,719平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、管理
機2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん
です。田1筆542平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は10,261平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、管
理機2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑
1筆821平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は20,449平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台、耕うん
機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。
畑2筆1,223平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、13,950.48平方メートルで、農機具はトラクター1台、トラック1
台、耕うん機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 番について、・番 委員

現地調査員

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 番について報告します。

1 番の譲受人は、農家で 5 5 年の農作業暦があります。

妻と 2 人で農業を営んでおり、ジャガイモ、キャベツ、玉ねぎを作付し、通作距離は徒歩で 1 0 分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に 2 番についても、・番 委員

現地調査員

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の 2 番について報告します。

2 番の譲受人は、農家で 5 5 年の農作業暦があります。

妻と 2 人で農業を営んでおり、ジャガイモ、キャベツ、玉ねぎを作付し、通作距離は徒歩で 1 0 分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に 3 番について、・番 委員

現地調査員

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の 3 番について報告します。

3 番の譲受人は、農家で 5 0 年の農作業暦があります。

妻と子、子の妻の 4 人で農業を営んでおり、水稻、レタス、とうもろこし、みかんを作付し、通作距離は約 5 0 0 メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に 4 番について、・番 委員

現地調査員

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の 4 番について報告します。

4 番の譲受人は、兼業農家で 5 年の農作業暦があります。

父と母の 3 人で農業を営んでおり、水稻、飼料、甘藷を作付し、通作距離は 8 2 0 メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番から 4 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番から 4 番は許可することに決定します。

次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 番の申請人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地 3, 3 5 7. 9 9 平方メートルに、太陽光発電施設（1, 8 4 0. 1 9 平方メートル、2 4 7. 5 0 k w）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第 3 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び南側は道路、東側は農地及び宅地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番の申請人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地920平方メートルに、太陽光発電施設（368.21平方メートル、56.61kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は宅地及び里道を挟んで農地、西側、南側及び東側は墓地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の賃貸人は・・・・・・の・・・・・・さん、賃借人は・・・・・・の・・・・・・さん、
さんで、申請地1,329平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(762.62平方メートル、
99.00kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は道路、西側は賃貸人の雑種地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・・の・・・・さん、譲受人は・・・・の・・・・さんで、申請地44平方メートルを譲り受け、・・・・番の畑への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番の農地、東側は農地、南側及び西側は里道を挟んで農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん及び・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地195平方メートル及び雑種地・・・・・・番・を譲り受け、木造二階建て住宅75.67平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番の農地、西側は道路となっております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の賃貸人は・・の・・・・さん外6名、賃借人は・・・・の・・・・・・・・・さんで、申請地4,161平方メートル及び・・・・番・・の宅地他406.13平方メートルを借り受け、鉄骨造り平屋建て・・2,027.09平方メートルの建築及び・・として利用したいとの申請です。

申請地は、申請地は、・・・・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番　．．．．．　委員

現地調査員

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の４番について報告します。

４番の申請地は．．の一角にあり、北側及び南側は道路、東側は宅地及び農地、西側は河川となっております。

雨水は溜枥を經由して河川へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して河川へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請４番について、ご意見等がありませんか。

．．番（．．．．．　委員）

２筆の農地が残るようですね、字図を見ると。この高低差はどのくらいになっていますか。

国道の高さと、下の道路の高さ、隣接する田の高さは。

事務局

．．委員の質問ですが、被害防除計画によりますと、最高２．３メートルとなっています。

農地については、申請地と隣接地の高さは同じになっていますので、２．３メートルになります。

．．番（．．．．．　委員）

残りの農地が低くなると、日照のこともでてくる。それと、備考の欄に書いてありますけども、公衆用道路、里道の２８平方メートルはどこですか、買い取ですか。

事務局

被害防除計画の図面は若干見にくいですが、上側に雑種地がありますが、そことの間に里道があります。それをたてかえるということと、国道から農地に降りるところがありますが、そこを・から買い取ると聞いています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

里道をたてかえるというと、周りの人の了解は取ってあるのですか。

事務局

里道の付け替えにつきましては、平成２８年１月１８日に申請がでています。

（「隣の地権者の同意は貰っているのか」と発言あり）

事務局

申請者に隣の方も入っていますので、同意は得ていると思っています。

（「思っているではわからない。隣接の同意が必要ではないのか。従前は、自治会長と周辺の同意が必要だった」と発言あり）

事務局

２筆が関係するのですが、申請者がその土地の所有者か確認できてないのですが、地番の所有者を確認して、後で報告させていただきます。

（「今、はっきりしておかなければ」と発言あり）

議長

しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局

たてかえの申請は隣接者の申請になっておりますので、了解は取れております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

申請地の・・・の方は農地ではないのですか。

事務局

この２筆は宅地になっています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

申請地の・・・の方は宅地ということですよね。

事務局

はい。

・・・番（・・・・・・ 委員）

申請地の・・・の方は宅地と里道があるということですよね。

議長

他に、ご意見等がありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

・・・・、市道から2.3メートル上がるのですか。

事務局

申請地から2.3メートル上がるとなっていますので、市道よりではないです。国道と同じ高さになります。

・・・番（・・・・・・ 委員）

市道からの入り口はあるのですか。

事務局

申請が来ている分については、入り口はありません。ただ、産業部に確認したら・・・・・・で説明会をして、要望を聞くと聞いています。できるか、できないかはわかりませんが。

・・・・が説明会をして、要望を聞くと聞いています。

・・・番（・・・・・・ 委員）

近くの・・・・で説明会をするということですね。

事務局

はい。

（「説明会はいつあるのか」との発言あり）

議長

しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局

2月18日・・・・・・で説明会があります。

・・番（・・・・・・ 委員）

いろいろな状況を聞いてみれば、まだまだ周囲の皆さんとの協議をきちんとされて、そして地元住民に説明されてから、再度上げてもらわないと、一時保留ということにしとかなないと農業委員会が許可したからやりますよでは、問題があるのではないですか。

2月18日に説明会があるのなら、説明会が終わってから2月の総会で審査することができるじゃないですか。話し合いをきちんとしてもらう。

（「保留」という発言あり）

議長

第3号議案の4番は保留することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は保留することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の使用貸人は・・の・・・・・さん、使用借人は・・・・・・の・・・・・さんで、申請地1,078平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（324.09平方メートル、46.40kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番　・・・・・・・・　委員

現地調査員

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の５番について報告します。

５番の申請地は・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は里道を挟んで農地及び宅地、南側は農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請５番について、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の５番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の５番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案　非農地証明願いの１番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案　非農地証明願いの１番について説明します。

１番の申出人は・・の・・・・・さんで、申請地は昭和５０年月日不詳頃より、隣接する山林からの繁殖がひどく山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番　・・・・・・・・　委員

現地調査員

第４号議案　非農地証明願いの１番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで山林、東側は原野、南側は里道を挟んで農地、西側は道路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、竹や雑木が生い茂り、山林となっており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の１番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の１番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第４号議案　非農地証明願いの２番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案　非農地証明願いの２番について説明します。

２番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和５０年頃に、竹かご等を作るために植林したが、昭和５８年頃には繁殖し、竹の需要もなくなったため放置していた。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番　・・・・・・・・　委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は・・の一角にあり、北側及び南側は山林、東側は水路を挟んで農地、西側は道路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、竹が生い茂り、山林となっており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和41年月日不詳頃より、竹や雑木が生い茂り山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は農地、西側は道路を挟んで農地となつて

おります。

現地を見ますと、竹や雑木が生い茂り、山林となっており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の３番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集６ページから８ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	６件	７筆	５，０３５．６０㎡
----------	----	----	-----------

耕作権の再設定	７件	２０筆	１３，３００．００㎡
---------	----	-----	------------

合 計	１３件	２７筆	１８，３３５．６０㎡
-----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集９ページに記載のとおりで、
２件 ６筆 ５，５９８．００㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

議長

次に、第６号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第６号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただいた中で、長崎県農業振興公社に利用権の設定を承認していただいた３件について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の 10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

先月も説明いたしましたとおり、機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画（案）の審査決定と配分計画（案）の意見聴取を同日日の会で良いとなっております。

議案集の 10 ページをご覧ください。

・・・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は 20,382 m²、農機具はトラクター 1 台、トラック 3 台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子の 3 名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に・・・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は 38,187 m²、農機具はトラクター 2 台、トラック 3 台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻の 2 名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第 6 号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

議長

それでは、第 7 号議案 下限面積（別段の面積）の設定について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 7 号議案、下限面積（別段の面積）の設定について説明します。

島原市の下限面積については、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 17 条第 1 項により、旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）地区を、30a と定めています。そして、他の地区は農地法第 3 条第 2 項第 5 号により 50a となっております。

これについて、平成 22 年 12 月 22 日付け 22 経営第 5333 号 農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年この面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっているため、今回上程したところでございます。

この下限面積を設定するにあたり、農地法施行規則第 17 条第 1 項に、設定区域内において定めようとする面積未満の農家数が、当該設定区域内の総農家数のおおむね 100 分の 40 を下らないように設定されるものであることと明記されてあります。

P11 ページをご欄ください。

ここに記載している数値は、5 年に 1 回実施される農業センサス 2010 年の数値を活用しています。

これは各種統計の基礎となる数値でありますので、今回算出する数値として上げております。

まず設定区域ですが、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域ということで、旧町村単位で分けてあり、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）区域」と「三会村」区

域、「大三東村」区域、「湯江村」区域の４つの区域に分けております。

まず、「大三東村」区域から説明します。

総農家数が４４０世帯、経営面積が５０ａ未満の農家数は１５０世帯、又経営面積が４０ａ未満の農家数は１３４世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の３４％、３０％となります。

よって、「大三東村」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定にともに該当せず、下限面積を設定できません。

次に「湯江村」区域ですが、総農家数が４２６世帯、経営面積が５０ａ未満の農家数は２０３世帯、又経営面積が４０ａ未満の農家数は１７０世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の４７％、３９％となります。

よって、「湯江村」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定に、経営面積が５０ａ未満の農家数では下限面積設定に該当し、経営面積が４０ａ未満の農家数では該当いたしません。

「湯江村」区域は、下限面積を５０ａ未満に設定可能ですが、現在５０ａとなっております。

次に「三会村」区域ですが、総農家数が３５５世帯、経営面積が５０ａ未満の農家数は１１０世帯、又経営面積が４０ａ未満の農家数は９２世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の３０％、２５％となります。

よって、「三会村」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定に、ともに該当せず、下限面積を設定できません。

次に「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域ですが、総農家数が３７５世帯、経営面積が３０ａ未満の農家数は１７５世帯、又経営面積が２０ａ未満の農家数は１０９世帯となっております。それぞれを総農家数で除した数字が右側の４６％、２９％となります。

よって、「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域は、農地法施行規則第１７条第１項に定める１００分の４０を下らないように設定に、経営面積が３０ａ未満の農家数では下限面積設定に該当しますが、２０ａ未満の農家数では該当いたしませんので、現在下限面積を３０ａと設定しております。

以上現状をセンサスの数値により説明いたしましたが、「湯江村」区域は５０ａ未満の下限面積設定可能ということ、また「旧島原市（安中村・島原町・杉谷村）」区域は、３０ａと設定しておりますが、現状のままでいいのか、皆様にご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

まず、湯江村区域ですが、事務局の説明では、下限面積を５０ａ未満から４０ａまでに設定できるということですが、皆さんいかがでしょうか。

特に地元、湯江地区の委員さん意見はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

これは、農業委員会で決めていいのか。決定権は農業委員会にあるのか。

事務局

市の農業委員会に決定権があります。

・番（・・・・・・ 委員）

旧湯江村のことですか。50aでも40aでもいいということですが、農家の損得はどうなりますか。

事務局

島原市の場合、三会地区、大三東地区、湯江地区は50a、杉谷、中央、安中地区については30a。この面積がなければ農地の貸し借りあるいは売買等ができないということとしております。そこに影響があると思います。

（貸し借りといったが貸すことはできるでしょう。と発言あり）

事務局

売ることができます。買うことができないということです。

この下限面積は、法で50aになっていますけれども、それを市の農業委員会がこの要件に合致すれば30aあるいは40aに設定できるということです。

この下限面積につきましては、これ以上の経営面積がなければ、農地を持たなければ借りたり、買ったりできないことになります。

・・番（・・・・・・ 委員）

50aまとめて買う場合はどうなるのですか。

事務局

それは、オッケイです。

・・番（・・・・・・ 委員）

農地を買う場合、30aの下限面積を持たない場合は借地をもとめて30aにすれば、買う面積も合わせて30aに達すればいいと思ってきたのですが、事務局どうですか。

事務局

そのとおりです。

事務局

今言われるように、下限面積に該当すれば、他の方も借りやすくなるというメリットはあるのですが、下限面積を3反、4反にしたときに農業経営が果たしてうまくいくのか、これを低くするとどなたでも入ってこれるというメリットもありますけども、経営が成り立つかというデメリットもありますので、下限面積を低くするのはいいこともありますが、そこらへんを注意して下限面積を決定していただきたいと思います。

（「現状のままで」と発言あり）

議長

それでは、湯江地区は下限面積50aということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしということで、それでは、湯江地区は下限面積50aということで決定いたします。

議長

次に、旧島原市区域ですが、現在30aと下限面積を設定しております。これについてはいかがでしょうか。

（「現状のとおり」という発声）

議長

それでは、旧島原市区域は、下限面積30aということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしということで、よって、議案第7号下限面積の設定についてですが、旧島原市区域は30aと決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしということで、決定いたします。

議長

それでは、第 8 号議案 農地面積変更について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局（坂本次長）

第 8 号議案 農地面積変更について説明いたします。

今回、・・・・・・の・・・・より、現在行っている第 3 工区の農地所有者 15 名より、現在の登記簿の地籍が著しく相違するとして、27 筆について土地家屋士等の実測を依頼し、今回農地台帳の面積変更届出書（実測図添付）が提出されました。

内容につきましては、議案集 13 ページ及び事前に配付しております別添資料①の実測図をご覧ください。

ついては、農地法第 56 条に基づき、農業委員会の認定を求めるものであります。以上で説明を終わります。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 8 号議案 農地面積変更について、認定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第 8 号議案 農地面積変更について、認定することに決定します。

議長

次にお手元に配付しております追加議案の第 9 号議案島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてですが、第 9 号議案に入る前に、1 月 25 日開催した検討委員会での意見及び提案を事務局より報告させます。

事務局

第1回の検討会の内容を報告します。

初めに、第1回ということで、会長、副会長の選出を行い、・・・・・・が会長に、・・・・・・が副会長に選任されました。議題としましては、農業委員及び推進委員の報酬についてを議題として検討を行いました。

質問では、県内の各市及び両市の状況は確認しているのかの質問には、平成28年3月までに条例改正を予定している市町は本市と東彼杵町だけで、平成28年12月に予定している市町が一番多い、推進委員の報酬額については、ほとんどの所が検討中だったと回答。

平成28年12月に改正がほとんどということだが、現在の農業委員さんの任期終了後になるのかとの質問には、現農業委員さんの任期終了後に新体制になる。本市の場合は平成29年7月19が任期満了ですので、それ以降に新体制になると回答。

質問の後に、事務局より報酬の考え方として、推進委員の報酬を農業委員の報酬に合わせた場合、農業委員の報酬の9割、8割の場合、農業委員の報酬総額を変えないで推進委員の報酬を計算した場合などを想定した資料の説明を行いました、

意見としては、予算も厳しいので、報酬総額を上げるのは、認められないのではないかと。農業委員の業務は変わらない、推進委員は農地の最適化の業務だけということなら報酬額に差をつけないとおかしい。全国には協力委員を委嘱しているところがあり、その方々を推進委員に委嘱できるところもある。推進委員は総会のような全員で集まっての協議等が無い、農業委員は今まで通りの業務を行うので、差がついてもいいのでは。下げる必要はない、島原半島3市で県内の4割の農業生産額を上げている、ということは農業委員の仕事も多いはずだから。農業委員と推進委員は仕事量が違うし、責任が違うから、報酬に差をつけるべき。農業委員は人数が少なくなるので仕事量は増える、現地調査に推進委員が出てもらっても、決定は農業委員がしなければならない。農業委員の報酬はそのまま、総額を変更しない方がいいのでは。推進委員の業務量がはっきりしてから、推進委員の報酬は再度検討する。

などの意見があり、皆さんの意見を踏まえた結果、推進委員の報酬は月額17,500円とすることに決定していただき、1月の総会に報告することに決定しました。

また、その他の中で、農業委員及び推進委員の推薦先の区割りについて、意見があり、農業委員の定数は、半分になる。面積のみで振り分ける。面積だけでは振り分けられない、農業者数も加味するべきなどの意見があり、次回の検討委員会までに質問の内容を調査して検討委員会の資料として報告することになり、検討委員会は終了しました。

以上で、第1回検討委員会の内容についての報告を終わります。

議長

それでは、第9号議案 島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第9号議案 島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正について説明します。

第1条から第3条までと附則の第1項から第3項までは、12月の総会で議決をいただいた部分で、今回は、附則の第4項、島原市報酬及び費用弁償条例に農地利用最適化推進委員の報酬を加えるための提案です。

内容としましては、第4項 農地利用最適化推進委員の報酬月額を17,500円にしようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

今までは市議会議員も推薦に入っていらっしゃったわけですが、これはなぜ、外されたのでしょうか。私は市議会議員に入ってもら方がいいのではないのでしょうか。市会議員の方が知識もあられるわけですから。

推薦を入れた、38名になるのでしょうか。19名のなかに市会議員を今まで通り入れて、その他で弁護士とか、婦人とかを入れられると、この間説明があったわけですが。それと、報酬はどのように計算されるのですか。

事務局

農業委員も推進委員も、どういう方がなられるかの決まりはありません。たとえば、議員さんがなられる場合もあるとは思いますが、最終的に市長が提案して、農業委員さんを決定していただくのは議員さんですので、難しいところがでてくると思います。

（地域からの推薦で議員がでられてもいいのですから。と発言あり）

・・・番（・・・・・・ 委員）

議員は5名といわれたが、私は・・からでているので議員は4名です。

議員の数は制限をしとかなないといけない。少ない制限をしとかなければ、議員だけになることもある。

それらを加味して、選考基準を今後協議をしていかなければいけない。

議員からだすにしても、減らさなければいけない。

議長

一昨年の6月24日に農業委員の選挙制度は止めることが決まったわけです。

全国農業委員会会長大会の時から現行制度でやってくれ、選挙制度を維持してくれと決議はされた

のですが、一昨年の１２月３日に、決定したので変更はできないとなった。内容は、農業委員を半分に減らす、代わりに推進委員を作ると説明された。報酬も増額すると説明されていたが、推進委員の基準１００ヘクタールに１人の推進委員を作るとものすごい数になってしまう。そうすると、合併して全国の農業委員の数は３分の１に減っているのに、また、半分にしようとしている。

南島原市や雲仙市は推進委員の数を増やさないと、１人で担当する区域がものすごく広がってします。ほかに、諫早市や佐世保市もあります。そういう市町は大変苦勞すると思います。幸い、島原市は１，８９０ヘクタールで１９人なのでいいのですが。

農業委員は半数を認定農業者にしなければならない、それと、女性等も入れなければならない、有識者も入れる、利害関係のない人も入れるとなっている。

今後、区域を決めていかなければならないと考えています。

他に、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第９号議案は、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第９号議案 島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案どおり可決することに決定し、市長に議案提出を依頼します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１号の使用貸借解約通知書について報告します。

議案集１４ページに記載のとおりで、３件 ４筆 ２，１２０．００㎡の届けがありました。

次に、報告第２号、新規就農者については、議案集１４ページに記載のとおりで、１件 の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

次に農地法の一部改正に伴う農地転用申請から審査、諮問、答申の流れについて、県農業会議より島原市農業委員会の意見を求められております。

この件について、事務局より説明をさせます。

事務局

農地法の一部改正に伴う農地転用申請から審査、諮問、答申の流れについて、ご説明します。

平成27年9月4日に公布されました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中で、農地法の一部改正が行われておりまして、県知事の農地転用の許可に際しては、農業委員会は、30アールを超える農地について意見を述べようとするときは、あらかじめ、県農業委員会ネットワーク機構（県農業会議）の意見を聴かなければならないものとされました。

1の諮問・答申の変更点につきましては、現行では、各市町の農業委員会は総会終了後、県に意見書を付けて申請書を進達しております。その後、県は全案件を農業会議に諮問しておりますが、改正後は、各市町の農業委員会は、3反を超える案件については、あらかじめ農業会議（4月から農業委員会ネットワーク機構と組織が変わりますが）の意見を聴く、また、3反以下の案件でも各市町の農業委員会が必要があると認めるときはネットワーク機構の意見を聴くことができるものとなりました。

2の対応案についてですが、（1）の3反の取扱いとして、まず3反以下の案件についても、県下統一した判断基準に基づき厳正かつ公正な判断で対応するために、必要に応じてネットワーク機構に意見を求め、機構として意見を述べることにする。また、ネットワーク機構は、法が規定する3反を超える諮問案件、プラス現行の説明案件である農振内農用地、第1種農地等、プラス各市町の農業委員会から諮問の要請があった案件に対して意見を述べることにしております。

また、（2）ですが、ネットワーク機構は、原則として全諮問案件について現地調査を実施する予定にしております。また、（3）の常設審議委員会には、諮問案件のある各市町の農業委員会事務局が出席して説明することを原則としております。

次に3のスケジュール案についてですが、（1）は現行になりますが、（2）は総会後にネットワーク機構に諮問する場合、（3）は総会前にネットワーク機構に諮問する場合のスケジュール案になります。（2）では⑤から⑧、（3）では④から⑦の二重線の枠が諮問から答申までの流れになっておりまして、簡単に申しますと、今まで県農地利活用推進室で内容審査を行って農業会議に諮問していたものを、4月からはネットワーク機構（今の農業会議）に諮問した案件を、機構が直接内容確認や現地調査を行い、常設審議委員会で審議し各農業委員会に答申するという形になります。ですから、現行の⑤で県に申請書を進達していたものが、（2）（3）では⑨のところで申請書を進達することになりますが、県の許可が下りるのは今までとは時期的には変わらない、翌月の25日までには許可が下りることになる予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、3. スケジュール案の（2）総会後に意見を聴く場合と（3）総会前に意見を聴く場合のどちらが農業委員会としていいのか、県農業会議から意見を求められております。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

現行の農業委員会のやり方とどの辺がどう変わるのか説明してもらいたい。

事務局

農業委員会の総会の流れとしては、全く変わらない。

変わるところとしては、農業会議の意見を聞いた後で、総会で決議するのか、今までどおり、総会で、許可相当と決議した後、農業会議に諮問するかの違いになります。

農業委員会を先にすると、農業会議は農業委員会が了解したのだから、農業会議を先にすると、農業委員会は農業会議が了解したのだからと、判断が形骸化してしまう恐れがあるので、今までがいいのか、後がいいのかを考えてもらいたい。

・・・番（・・・・・・ 委員）

これまでは、地元の農業委員さんが現地を見ているわけです、地元の農業委員さんが現地を見ないとわからないわけですよ、だから、これまで通り、農業委員会を先にするべきだと思います。

・・・番（・・・・・・ 委員）

結論は同じですが、たとえば、農業委員会の意見と、農業会議の意見が食い違った場合はどうなるのかが1つ。

農業会議を先にすると否定が難しくなる。

また、訴訟等がおきた場合の責任は県にあるのか。

事務局

意見に食い違いがあった場合は、農業委員会の意見書にその理由を書いて進達することになります。最終決定は県知事ですので、責任は県にあります。

（「総会後」との発声）

議長

総会後に意見を聴くほうがいいとの意見があっておりますが、総会後に諮問するということで、島原市農業委員会の意見として県農業会議に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、総会后（前）に諮問するという事で県農業会議に回答いたします。

議長

以上で第20回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第20回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後5時40分